

制 度 名	戦略的芸術文化創造推進事業 (文化庁)		主管課名	生活文化課 文化振興 G	
			問合せ先	029-301-2824	
目的・趣旨	障害者芸術や社会包摂に資する芸術文化活動を拡充し、障害者や高齢者等の芸術文化活動への参加を促進させるとともに、芸術文化による社会的価値を創造することを目的とする。				
<p>[対象団体] 地方公共団体、実行委員会（芸術文化活動の知見を有する団体）</p> <p>[対象事業] 共生社会に向けた芸術文化プロジェクト、障害者の芸術文化活動推進プロジェクト</p> <p>[補助要件等] 本事業は単年度事業であるが、中長期的な計画を策定し、課題解決に取り組むこと。また、本事業で得た成果は公開するとともに社会や業界全体へ還元すること 等</p> <p>[対象経費] 賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費</p> <p>[補助限度額等] 予算規模は、原則として 5,000 千円（下限）以上。 採択団体と文化庁の間で委託契約を締結し、事業完了後に当該契約に基づいて精算を行い、契約金額を上限として支払うものとする。</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合		契約金額	—	対象経費 以外の経 費	—
[30 年度当初予算額] 1,250,000 千円（国予算）		[30 年度補助対象団体] 平成 30 年 2 月 13 日締切 対象団体は平成 30 年 3 月から 4 月に決定 予定			
[備考]					